第２号様式（第２条第３項）

**「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマーク使用申請書（収益目的）**

　　年　　月　　日

千葉県知事 　　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　＜申請者＞

住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称及び代表者名）

「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用方法 |  |
| 使用期間 | 　年　月　日～　年　月　日 |
| 使用場所 |  |
| ロゴマーク使用料 | 価格又は利用料金 | 数量又は利用回数 | 料率 | 計 |
|  |  |  | ３％ |  |
| ロゴマーク使用料算定時期 |  |

＜連絡先＞

担当者名・電話番号

＜添付書類＞

1. 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）

（２）申請者の概要がわかる書面

（３）その他

次の１（１）から（３）、２（１）から（５）までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の３（１）から（７）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

１（１）ロゴマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること。

（２）ロゴマークにより商品やサービスに一定の認証があるように使用すること。

（３）その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。

２（１）千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

（２）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

（３）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

（４）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

（５）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

３（１）許諾された内容により使用すること。

（２）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

（３）「ちばダイバーシティ宣言」ロゴマークガイドラインに従って使用すること。

（４）原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター　チーバくん」（又は「チーバくん」）と標記を付すること。

（５）原則として物品には許諾番号を付すること。

（６）許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。

（７）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。